

特定防除資材（特定農薬）における魚毒性の判定基準の見直しについて

1 背景

特定防除資材の指定における魚毒性の判定については、平成 16 年 3 月 1 日に定められた「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（以下「評価指針」という。）において、「コイの 48 時間後の半数致死濃度が 10ppm を超え、かつミジンコ類に対する 3 時間後の半数致死濃度が 0.5ppm を超えること（登録農薬でいう魚毒性 A）」と定められた。ただし、農薬登録申請の際に提出が義務付けられている魚毒性試験の実施方法は、「農薬登録申請に係る試験成績について」（平成 12 年 11 月 24 日付け農林水産省農産園芸局長通知。以下「現行ガイドライン」という。）により、魚類急性毒性試験は魚類の 96 時間後の半数致死濃度（以下「 LC_{50} 」という。）を求めるもの、ミジンコ類急性遊泳障害試験はミジンコ類の 48 時間後の半数遊泳障害濃度（以下「 EC_{50} 」という。）を求めるものに変更されたことから、特定防除資材の魚毒性の判定は、現行ガイドラインに基づき実施した試験も評価可能とし、その場合には、魚類にあっては 48 時間後の LC_{50} 、ミジンコ類については 3 時間後の EC_{50} を求め、これにより、特定防除資材の魚毒性の判定を行うこととされた（平成 16 年 11 月 30 日開催第 4 回農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合決定「魚毒性の判定に必要な試験の具体的な実施方針について」）。

しかしながら、平成 17 年 4 月に改正水産動植物被害防止に係る登録保留基準が施行され、魚類の毒性についてはコイ又はヒメダカ等の 96 時間後の LC_{50} 、甲殻類の毒性についてはオオミジンコ等の 48 時間後の EC_{50} を用いて判定することに統一されたことから、今回、特定防除資材（特定農薬）における魚毒性の判定に用いるエンドポイント及び判定基準について見直す必要がある。

2 検討方向

(1) 判定に用いるエンドポイントについて

現行ガイドラインに照らし、魚毒性の判定に用いるエンドポイントを、魚類については、これまでの「48 時間後の LC_{50} 」を「96 時間後の LC_{50} 」とし、ミジンコ類については、これまでの「3 時間後の LC_{50} 又は EC_{50} 」を「48 時間後の EC_{50} 」とする。

(2) 判定基準について

判定基準については、エンドポイントの変更を踏まえて、新しい基準を現在検討しているところであり、次回の合同会合で御議論頂きたいと考えているところ。